

町税・国民健康保険税の猶予制度について

猶予制度とは、町税・国民健康保険税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、申請することにより、以後の一定期間、財産の換価や差押などが猶予される制度を言います。

平成 27 年度の地方税法改正において、地方税における猶予制度の見直しが行われ、「徴収の猶予」、「職権による換価の猶予」に加え、「申請による換価の猶予」制度が平成 28 年 4 月 1 日から実施されました。

1.申請による換価の猶予

町税・国民健康保険税を一時に納付することにより事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税について誠実な意思を有するなどの一定の要件に該当するときは、その町税・国民健康保険税の納期限から 6 ヶ月以内に、税務課に申請することにより、1 年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※平成 28 年 4 月 1 日以降に納期限が到来する町税・国民健康保険税について、申請を行うことができます。

※申請する町税・国民健康保険税以外に、既に滞納となっている町税・国民健康保険税がある場合は、原則として認められません。

○猶予が認められると

- (1)既に差押を受けている財産の換価(売却)が猶予されます。
- (2)差押により事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押が猶予(または差押が解除)される場合があります。
- (3)換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

(◎換価とは、差押えした財産を金銭に換えて、滞納となっている税金に充当するための強制手続きのことです)

2.徴収の猶予

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったとき
- ②納税者またはその生計を一にする親族などが病気にかかりまたは負傷したとき
- ③事業を廃止、または休止したとき
- ④事業について著しい損害を受けたとき
- ⑤本来の期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき

などにより、町税・国民健康保険税を一時に納付することができないとき、税務課に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

○猶予が認められると

- (1)徴収の猶予の許可が督促前の場合は、督促が禁止されます。
- (2)新たな差押や換価(売却)などの滞納処分の執行を受けません。
- (3)既に差押を受けている財産がある場合には、申請することにより、その差押が解除される場合があります。
- (4)徴収の猶予が認められた期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。

猶予を受けるための手続き

- (1)提出する書類

「換価の猶予申請書」または「徴収の猶予申請書」

「財産目録」、

「申請日前1年間の収支実績及び申請日後1年間の収支見込」

※猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合は、上記にかえて

「財産収支状況書」を提出してください。

「担保提供に関する書類」(猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合等)

「災害などの事実を証する書類」(徴収猶予の場合)

⇒り災証明書、医師の診断書、医療費の領収書、廃業届、損益計算書等

(2)申請の期限

換価の猶予: 換価猶予を受けようとする町税の納期限から6ヵ月以内

徴収の猶予: ①～④の理由により徴収の猶予を申請する場合には、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

⑤の理由により徴収の猶予を申請する場合には、「納付すべき税額が確定した町税・国民健康保険税の納期限まで(修正申告書を提出する日など)。

◎提出された書類の内容を確認した後、猶予についての「許可」または「不許可」の通知を送付いたします。

◎猶予が許可された場合は、猶予許可通知書に記載された計画通りに納付・納入をする必要があります。

(3)担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する以下の担保を提供する必要があります。

国債及び地方債、木城町長が確実と認める社債や有価証券、土地、

保険に付した登記または登録のある建物、立木、船舶、航空機、自動車

及び建設機械

鉄道財団、工場財団、鉱業財団などの各種財団

木城町長が確実と認める保証人の保証

※ ただし次に該当する場合は担保を提供する必要はありません。

猶予に係る金額が100万円以下の場合

猶予期間が3ヵ月以内である場合

担保提供できない特別な事情がある場合

(4)猶予期間と分割納付

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、財産や収支の状況に応じて、もっとも早く町税・国民健康保険税を完納することができると認められる期間に限られます。

猶予期間中に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請により『猶予期間の延長』が認められる場合があります。ただし、当初の猶予期間と合わせて最長2年までです。

猶予を受けた町税・国民健康保険税は、原則として猶予期間中に分割して納付する必要があります。

(5)猶予の取消

猶予が認められた後に、次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

猶予許可通知書に記載されたとおりの納付・納入がない場合

猶予を受けている町税・国民健康保険税以外に新たに納付・納入すべきこととなった町税・国民健康保険税が滞納になった場合等

お早目にご相談ください

町税・国民健康保険税を納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押などの滞納処分を受けることがあります。

町税・国民健康保険税を納期限までに納付・納入できない場合は、お早目に税務課までご相談ください。

申請に必要な書類等、制度についての詳細は税務課徴収係にお電話にてお問い合わせください。

お問い合わせ先：税務課 徴収係

電話番号：0983-32-4732

新型コロナウイルス感染拡大の影響で町税・国民健康保険税の納税が困難な方には猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町税・国民健康保険税を一時に納付できない方のための猶予制度があります。

新型コロナウイルス感染症以外の理由（災害・病気・事業の休廃止等）でも猶予制度を申請することができます。

まずは税務課徴収係（電話32-4732）にお電話にてお問合せください。

●徴収の猶予（要件） 地方税法第15条

新型コロナウイルス感染症に納税者またはその生計を一にする親族が
り患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして
以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度があります。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

町税・国民健康保険税を一時に納付することができないときは、申請することにより、納付能力に応じた期間(原則猶予の始期から1年以内の期間)に限り猶予が認められる場合があります。

※状況に応じて、更に1年間延長できる場合があります。

● 猶予が認められると・・・

- (1) 徴収の猶予の許可が督促前の場合は、督促が禁止されます。
- (2) 新たな差押や換価(売却)などの滞納処分の執行を受けません。
- (3) 既に差押を受けている財産がある場合には、申請することにより、その差押が解除される場合があります。
- (4) 徴収の猶予が認められた期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。

● 申請による換価の猶予 地方税法第15条の6

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度があります。

その他、猶予制度の適用を受けるための詳細な手続等については、税務課徴収係までお電話にてお問合せください。

税務課 徴収係 電話番号:0983-32-4732